

調停制度100周年 記念広報行事

話して 聴いて 歩み寄る

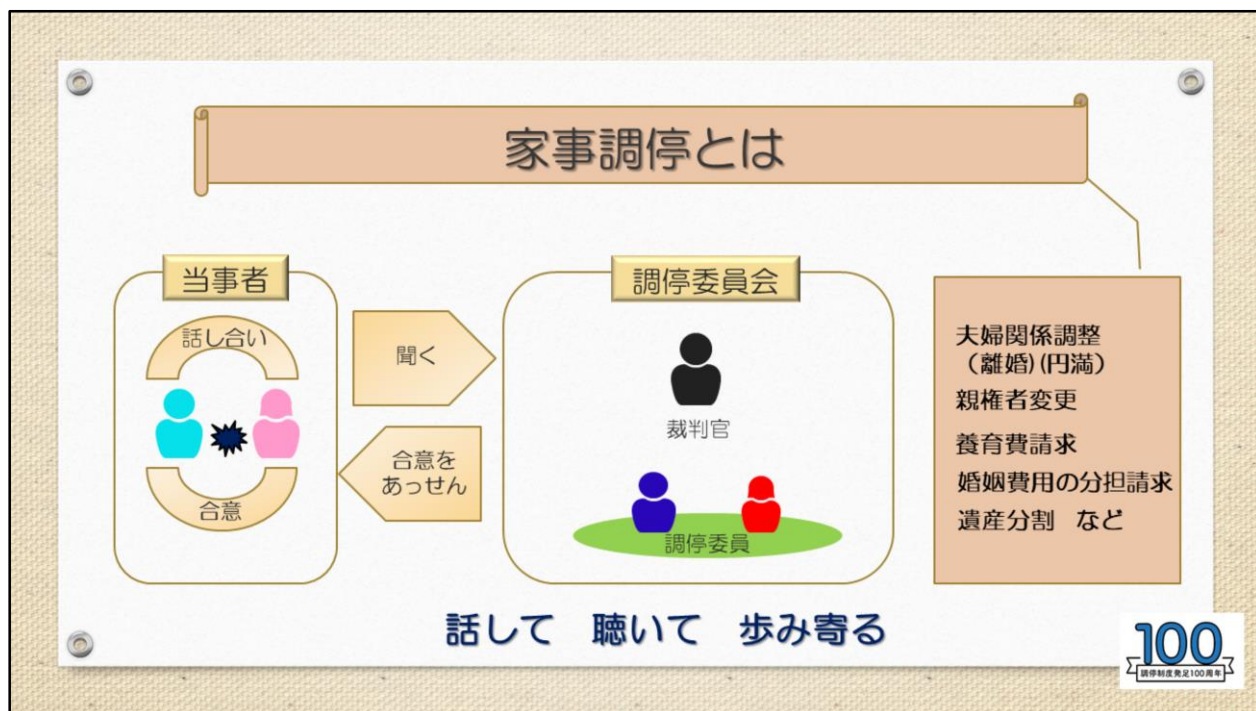
神戸家庭裁判所



昨年度（令和4年10月）実施した『調停制度100周年記念広報行事』の資料を用いて、家庭裁判所で行われる調停を題材に、普段皆様をご覧にならない裁判所の舞台裏や、調停を支えるスタッフの働きを紹介します。



法の日週間



＜調停制度の概要＞

家事調停とは、裁判官と民間から選ばれた家事調停委員が（この調停を担う機関を「調停委員会」と言います。）、当事者の方からお話を聞き、解決に向けた話し合いを中立の立場からサポートする手続です。

家事調停の種類としては、離婚や夫婦関係の円満調整、親権者の変更、養育費の請求、婚姻費用の分担、遺産分割等があります。

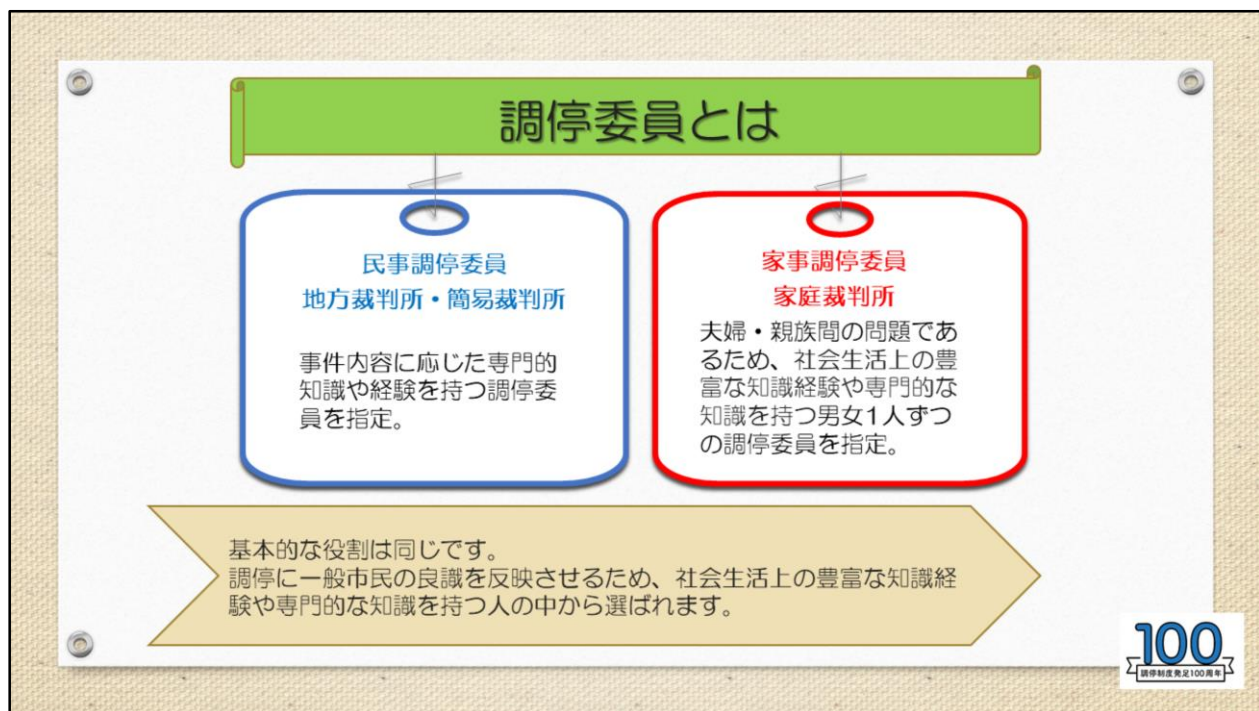
調停というのは、いわゆる「民事裁判」のように法廷で手続を行うことはなく、手続が一般に公開されるようなことはありません。

また、調停手続はどちらの当事者の方の言い分が正しいかを決めるものではないので、調停委員は、当事者の方と一緒に紛争の実状に合った解決策を考えるために、当事者の方の言い分や気持ちを十分に聴いて調停を進めていきます。

これから、調停の流れに沿って、家事調停手続を簡単にご説明します。



法の日週間



＜調停委員とは＞

調停委員には、民事調停を担当する民事調停委員と家事調停を担当する家事調停委員とがいますが、どちらもその基本的な役割は同じです。

調停委員は、調停に一般市民の良識を反映させるため、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人の中から選ばれることになっており、専門家である弁護士、医師、大学教授、公認会計士、不動産鑑定士、建築士などのほか、地域社会に密着して幅広く活動してきた人など、社会の各分野から選ばれています。

また、調停委員には職務上知った秘密を守る義務があり、これに違反すれば懲役等の刑事罰が科されるものとされています。

＜調停委員の指定＞

家事調停事件の申立てがあった場合、それぞれの事件を担当する家事調停委員が指定されます。そして、その際には、事件の内容等に応じて、最も適任と思われる調停委員を選ぶなどの配慮をしており、家事調停は夫婦・親族間の問題であることから、原則として、男女1人ずつの調停委員を選んでいます。





＜期日に向けた準備＞

家事調停委員は、担当する家事調停事件が決まると、家庭裁判所での第1回目の調停の話し合いが行われる日（調停期日）の前に、申立書などの記録を読み込むことから準備を始めます。

家事調停の記録というのは、調停の申立てがあるごとに、1件ずつ関係する書類を1冊にまとめて作成されるもののことを言います。

記録の中に含まれる書類としては、「申立書」（申立内容や申立てに至る経緯が記載されたもの）、「照会回答書」（相手方の言い分が記載されたもの）、「戸籍謄本」（当事者の身分関係を明らかにするための資料）、「源泉徴収票」や「給与明細書」（収入認定のための基礎資料）、「子の事情説明書」（未成年のお子さんの生活状況等を把握するためのもの）などがあります。

家事調停委員は、非常勤の裁判所職員であるため、毎日裁判所で仕事をしているわけではありません。担当する家事調停事件の調停期日がある日だけ裁判所に来ており、調停期日が終わってから新たな調停事件の記録を読み込み、当事者の方の関係性や紛争の内容をメモする等して、第1回の調停期日に向けた準備をします。



法の日週間



事前評議

100
調停制度発足100周年

＜調停期日当日の動き、事前評議等＞

調停期日の当日、家事調停委員は、期日が始まるよりも早い時間に裁判所に来て、一緒に担当する家事調停委員と打合せを行ったり、担当裁判官と当日の進行について協議をしたりして、調停期日の開始に備えます。

この担当裁判官との調停期日開始前の協議のことを「事前評議」と言います。

調停委員会は、担当裁判官と調停委員2人の合計3人で構成されており、担当裁判官は主として調停委員との評議（事前、中間、事後）によって調停を運営しています。



法の日週間

第1回期日（家事調停のイメージ）



通常は、調停委員と当事者、代理人弁護士のみで進行することが多いですが、必要に応じて裁判官、書記官、調査官が立ち会います。



＜第1回期日の進行＞

事前の打合せや事前評議が終われば第1回調停期日を始めることになります。調停期日は調停室と呼ばれる小さめの個室で行われます。

調停期日では、まず申立人に調停室に入ってもらい、家事調停委員2人から、申立書に記載した内容について説明してもらったり、質問をしたりして、申立ての内容を把握します。

上の写真では、家事調停委員の他に裁判官、書記官、家庭裁判所調査官が同席していますが、多くの場合では家事調停委員と当事者の方、その代理人弁護士のみで手続を進め、裁判官、書記官、家庭裁判所調査官は必要に応じて同席をします。

次に、申立人と入れ替わりで相手方に調停室に入ってもらい、家事調停委員2人から、申立てに対する考えを聞き、双方の意見が対立している点をはっきりとさせながら、合意できる点がないかどうかを探していきます。



法の日週間



対立点などの整理

事後評議

100
調停制度発足100周年

<期日の終了>

最初の調停期日は、おおむね100分程度の時間の枠の中で行われます。第1回目の調停期日で合意ができなかった場合は、当事者双方と担当家事調停委員の予定を確認した上で、裁判所の調停室の空き具合も見て、次の調停期日の日時を決めます。

調停期日が引き続いて行われることになった場合は、終わる際に、相手方の言い分に対する意見や、自らの言い分を整理してまとめた書面のほか、それらを裏付けるような証拠資料があれば、次の調停期日までに準備して提出するよう、家事調停委員から当事者に伝えることがあります。

<事後評議等>

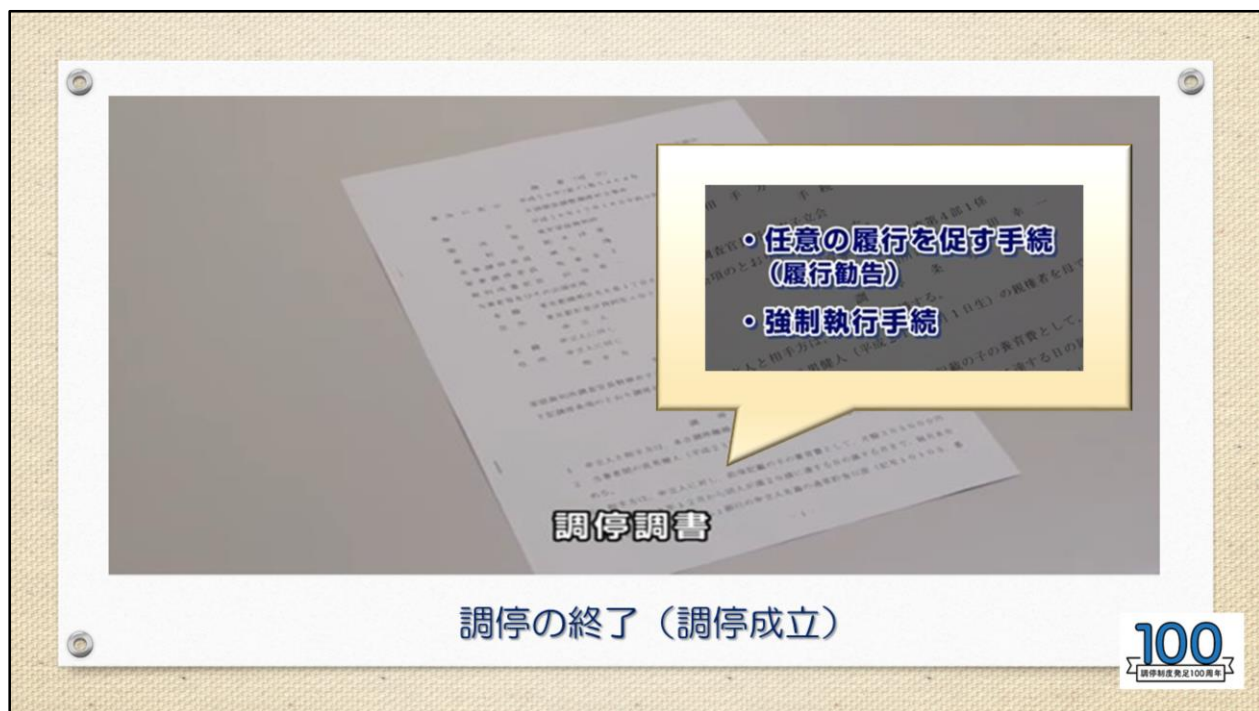
調停期日が終わった後は、その日の話し合いの結果明らかになった合意点や対立点等を家事調停委員2人で確認し合い、結果を記載したメモを作成し、次の調停期日に備えます。

また、担当裁判官に対してその日の進行の結果を報告し、次の調停期日をどのように進行するのかについて担当裁判官を交えた協議をすることもあります。担当裁判官との調停期日終了後の協議のことを「事後評議」と言います。

このように、調停委員会として随時情報を共有しながら、調停を進めます。



法の日週間

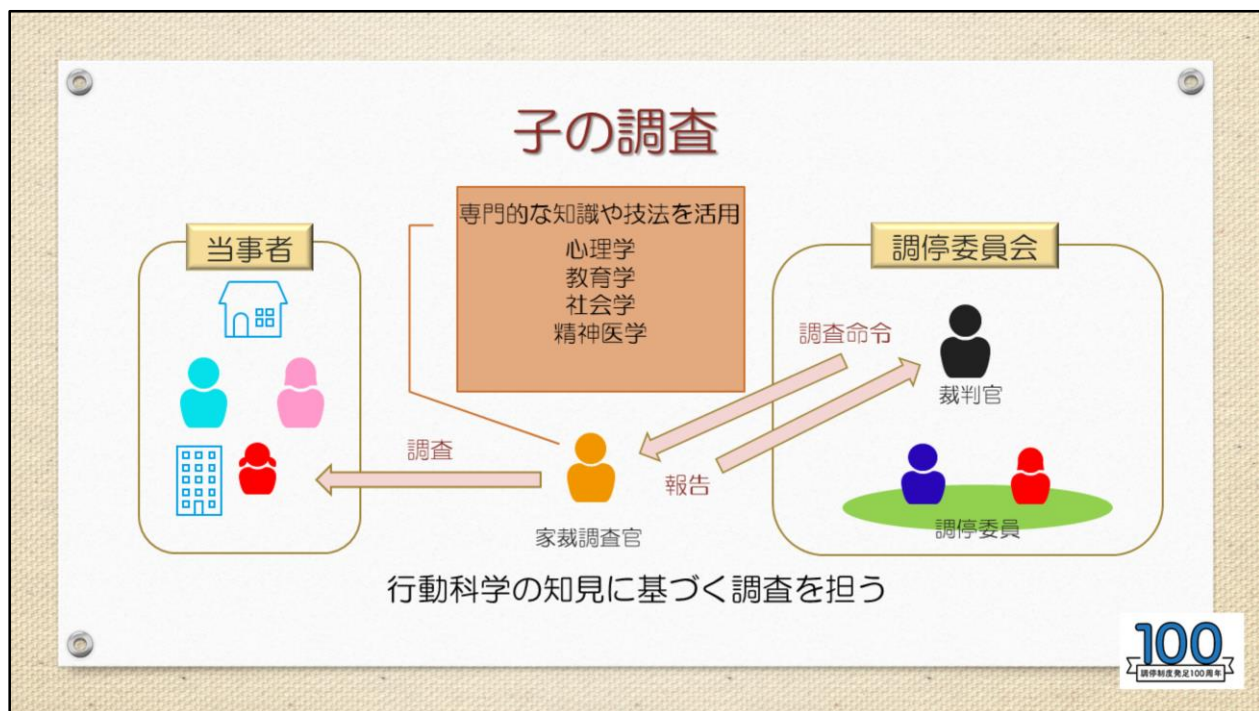


<調停の終了>

家事調停期日で当事者双方が合意に達した場合は、その合意した内容について担当裁判官と協議をし、調停委員会が相当と認めるときは、合意事項を法律的な視点から整理してまとめたものを書いた書面を作成して調停は終了します。

この書面のことを「調停調書」といい、合意の内容によっては、調停調書に基づいて給料の差押えなどの強制執行の手続をすることができます。例えば養育費が支払われないときに給料等の差押えをすることができることになります。





＜中間評議、子の調査受命＞

離婚調停などでは、未成年の子の福祉に関する課題が見られたり、裁判所として子の意向や状況を確認する必要が往々にして認められます。このような場合、調停委員会は、評議（中間評議）を行い、家庭裁判所調査官の関与の可否を検討します。そこで関与が相当となれば、担当裁判官が家庭裁判所調査官を調停に立ち会わせた上、子の調査を実施するよう、調査を命じます。

＜子の調査の一般的説明＞

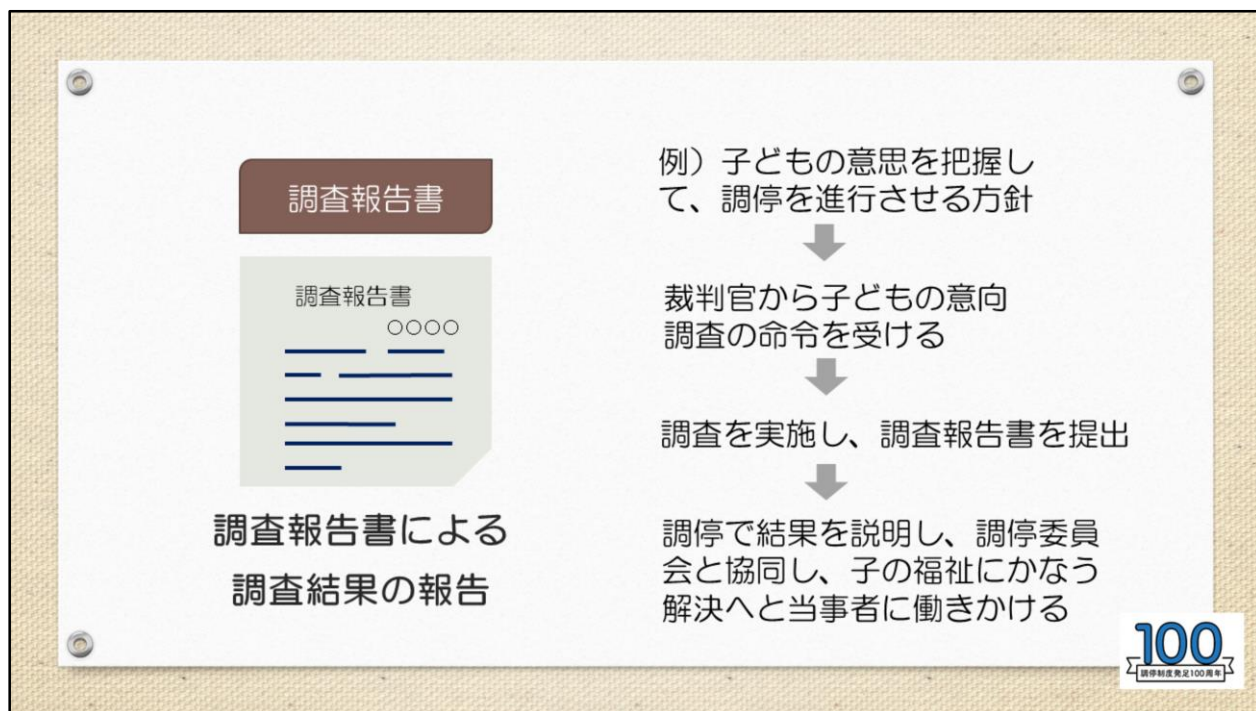
子の調査は、様々な目的で行われます。例えば、幼児が、それまで主に世話されていた親から離れて暮らしているような場合に、その子がよくない状況に陥っていないかどうか、家庭裁判所調査官が子の客観状況を把握するようなものがあります。

また、父母の狭間で子の意思や立場が置き去りとなっているのではと推測されるときに、子の心情を家庭裁判所調査官が確認し、その結果から、父母に対して必要な働き掛けを行うこともあります。

どの局面でどのような調査が必要になるかは、家庭裁判所調査官が専門性（行動科学の知見）に基づき調停委員会に提案し、調査を行います。



法の日週間



＜調査結果の報告＞

期日の間に家庭裁判所調査官による子の調査を行った場合は、家事調停委員は、提出された調査報告書を読み込み、必要に応じて家庭裁判所調査官に趣旨等を確認した上で、次の調停期日に臨みます。

当事者（申立人、相手方）には閲覧謄写の手続を案内し、子の調査結果に目を通してもらった上で、次回期日に備えてもらいます。家庭裁判所調査官も、次の調停期日で子の福祉にかなう解決に向けた働き掛けを行うための準備をします。

決められた提出期限までに書類が提出された場合も同様に、家事調停委員は、それらの書面や証拠資料をあらかじめ確認するなどして、次の調停期日に向けた準備をします。



法の日週間

調停制度100周年 記念広報行事

話して 聴いて 歩み寄る

神戸家庭裁判所



現在、家庭裁判所では、裁判所全体のデジタル化の取組の一環として、インターネットを通じた映像の送受信によって、当事者の方に裁判所に直接来ていただくなくても手続きが進められる「ウェブ調停」の導入を順次進めているところです。ここ神戸家庭裁判所本庁でも、約1年前からウェブ調停が導入されており、今後兵庫県内の家庭裁判所を含めた全国に広がる予定です。

以上が調停の一般的な流れの説明と、それを支える裁判所のスタッフについての紹介です。調停を利用される方々の「歩み寄り」に向けて、裁判所のさまざまなスタッフが協力して職務を行っている様子が、いくらかでも伝われば幸いです。



法の日週間